主 文

原判決及び第一審判決を破棄する。

被告人を免訴する。

理 由

職権により調査すると、本件については、平成元年政令第二七号により大赦があったので、刑訴法四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官緒方重威 公判出席

平成元年四月一四日

最高裁判所第二小法廷

次	圭		牧	裁判長裁判官
郎	六	谷	島	裁判官
昭		島	藤	裁判官
之	久	野	奥	裁判官